

令和2年度第1回 芦屋市都市計画審議会 会議録

日 時	令和2年7月31日（金） 午後2時～午後3時30分
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	会 長 三谷哲雄 委 員 石黒一彦，工藤和美，島村健，上田孝治，渡部健一，天王寺谷祥一， 福井美奈子，松木義昭，たかおか知子，一宮大祐，香川清和，山口浩史 芦 屋 市 伊藤市長，佐藤副市長，長田技監，山城都市建設部参事， 灰佐建築指導課長 (事務局)白井都市計画課長，小栗都市計画課係長，三近都市計画課係員
事務局	都市計画課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 委嘱状交付

4 委員紹介

5 事務局紹介

6 会議の成立報告

7 会長選出

8 議 事

(1) 署名委員の指名

(2) 議 題

①報告事項

阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し素案について

②報告事項

芦屋市都市計画マスタープランの改定について

9 その他

10 閉 会

2 審議経過

○事務局（白井） 定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいております資料と、本日お席の方に、会議次第，委嘱状，出席者配席図を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。なお，本日は本審議会の委員の一斉改選後，初めての会議でございますので，議事に入りますまでは，事務局の方で進行させていただきますので，よろしくをお願いいたします。それでは，会議次第の2番目にな

りますが、審議会の開催にあたりまして、伊藤市長からご挨拶をさせていただきます。

○伊藤市長 皆様こんにちは。本日は、大変お忙しい中、芦屋市都市計画審議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。本日は、本年6月1日に当審議会委員の改選をいたしまして本日が、第1回目の会議ということになります。改選によりまして、14名の皆様のうち、7名の方に新たに委嘱をさせていただくこととなりました。継続して委員をお務めいただきます皆様方とともに、任期の2年間、本市の都市計画に関するご審議の程、どうぞよろしく願いいたします。さて、本市は、今年の11月10日に市制施行80周年を迎えます。同時に、次の100周年に向けての新たなスタートの年と位置付けをさせていただいております。現在、策定中の「第5次総合計画」では、国際文化住宅都市に相応しい住環境や暮らし、文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではの、まちの良さを継承しながら、住宅都市としての強みを更に磨き上げて、魅力発信を創造しているところでございます。また、本日の議題にもございます、「都市計画マスタープラン」は、この「総合計画」で示す、まちの将来像の実現に向けた、都市計画に関する基本的な方針として、策定するものでございます。先ほども申し上げましたように、次の100周年に向け、「ローマは一日にして成らず」ということで長期的な観点から、まちづくりの議論をしていただきたいと思います。当審議会でも、議論をしていただきました、JR芦屋駅南地区の再開発のまちづくりに関してましては、地価の高騰と、働き方改革によりまして、工期の延長による補償額の上昇、そして、資材の高騰などによりまして、事業費予算が増加いたしました。これにつきましては、議会の方からも削減するようご指導いただきましたので、12月議会を目途に、何が減らせるかということで、今、検討をさせていただいております。コロナの時期でございますし、色々と不安要素はありますけれども、100年を見据えたまちづくりをしたいという思いを持って、引き続き、当審議会委員の皆様からの、ご指導やご協力も賜りながら、本市の良好な住宅地としての魅力的かつ、特徴あるまちづくりに取り組んでいきたいと存じますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（白井） 続きまして、会議次第3番目の委嘱状の交付に移らせていただきます。本来、市長から委員の皆様へ、委嘱状の本文を読み上げ、手渡しで交付させていただくべきところですが、恐れ入りますが、机上への配布をもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。なお、市議会より選出されております、委員の皆様におかれましては、本市の他の附属機関と併せまして、別途、委嘱状の交付を行わせていただいております。また、本日ご欠席の委員につきましては、事務局より後日、委嘱状を送付させていただきます。

続きまして、会議次第4番目の委員紹介に入らせていただきます。今回より、新たに委員となられました方のご紹介をさせていただきます。まず、知識経験者として、神戸大学大学院教授の島村健委員でございます。兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部副支部長芦屋地区長の渡部健一委員でございます。兵庫県の職員として、兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所長の一宮大祐委員でございます。公募による市民委員として、香川清和委員でございます。市議会からは、福井美奈子委員でございます。同じく市議会の松木義昭委員でございます。同じく市議会のたかおか知子委員でございます。以上、7名の方々でございます。また、同じく7名の方に前期から継続して、委員をお務めいただいておりますが、恐れ入り

ますが、お手元の委員名簿と配席図をご覧くださいますことで、ご紹介に代えさせていただきます。なお、本日、市議会の福井利道委員がご欠席となっております。

続きまして、会議次第5番目、事務局紹介でございます。

(市職員の紹介)

なお、誠に申し訳ございませんが、市長はこのあと、他の公務により、やむを得ず退席をさせていただきますが、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、会議次第6番目になりまして、会議の成立報告でございますが、本日、委員14名のうち、13名の方のご出席となりますので、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

続きまして、会議次第7番目、会長の選出に移らせていただきます。都市計画審議会条例第5条に会長に関する規定がございます、「会長は知識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。」とあります。また、都市計画審議会運営規則第6条に会長の選挙に関する規定がございます。第1項では、「会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得たものをもって当選人とする。ただし得票数が同じであるときは、くじで定める。」とありますが、同条第2項では「審議会は委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推薦の方法を用いることができる。」と規定されております。本来であれば、知識経験者以外の委員の中から、仮議長を選出いたしまして、会長の選出を進めるという手続きとなりますが、第2項の規定に基づき、指名につきまして事務局から提案をさせていただくということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、事務局といたしましては、前期に引き続きまして、三谷委員に会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、皆様ご異議がないとのことですので、会長は三谷委員に決定をさせていただきます。恐れ入りますが、後の議事進行につきましてよろしく願いいたします。

○三谷会長 改めまして三谷でございます。前期に続きまして2期目も会長を拝命いたしました。将来の芦屋市の姿を見据えて、微力ではありますが、委員の皆様方のお力もお借りしながら、より良い都市計画に貢献できるよう、努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議次第の8番目、議事に移りたいと思っております。まず、会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというにしたいと思っております。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、公開ということにさせていただきます。本日、傍聴者はおられますか。

○事務局(白井) 公開ということでございますけれども、傍聴希望の方はおられません。

○三谷会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、石黒委員と松木委員にお願いしたいと思いますので、お二人の委員様、よろしくお願ひします。

次に議事(2)の議題に進ませていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、本日の議題は2件ございます。いずれも報告事項となっております。1件目は「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し素案」、2件目が「芦屋市都市計画マスタープランの改定について」でございます。次第に沿いまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局(三近) それでは、報告事項として阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し素案について、説明をさせていただきます。資料のインデックス①-1、1ページをご覧ください。現在、兵庫県におきまして、都市計画区域マスタープラン等の見直しとして、「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」、「区域区分」について、おおむね5年ごとに実施している、定期見直しの作業が進められております。なお、これらの都市計画は、すべて兵庫県が都市計画決定する内容となっております。今回の見直しの背景としまして、資料1ページにもありますとおり、都市計画法第6条の2に規定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、以降、「都市計画区域マスタープラン」と申し上げますが、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めることになっております。また、社会経済情勢の変化等に対応したものとするため、おおむね5年ごとに見直しを行っており、現行の「都市計画区域マスタープラン」は、平成27年度に変更したもので、その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成30年度から見直しに着手されております。次に見直しの流れについてです。2ページをご覧ください。本日の都市計画審議会では、8月1日まで行っている、素案の閲覧の内容について、説明させていただきます。この後、県が原案を作成し、原案の縦覧を今年の12月に行う予定としており、県の都市計画審議会を経て、令和3年3月に変更告示が行われる予定となっております。県の都市計画審議会開催までに、原案について阪神地域の各市町へ意見聴取が行われますので、案の縦覧の前に説明、県都市計画審議会の前に諮問ということで、市の都市計画審議会の開催を考えております。

それでは、「阪神地域都市計画区域マスタープラン等の見直し」について、「都市計画区域マスタープラン」から順に、説明をさせていただきます。インデックス①-2、3ページをご覧ください。「都市計画区域マスタープランの見直し素案」になります。3ページ、4ページは概要版となっており、5ページ以降が詳細版となっております。説明は概要版に沿って、要点のみ説明をさせていただきます。それでは3ページをご覧ください。都市計画区域マスタープランの構成としましては、第1から第3まであり、第1に基本的事項として、役割、対象区域、目標年次を、第2に都市計画の目標として、都市計画の基本的な視点、都市計画に関する現状と課題、都市づくりの基本理念が記載されています。ここまでが兵庫県内共通の事項です。そして、次の4ページの第3に阪神地域の都市計画の目標等として、都

市計画の目標、区域区分の決定の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針、主要な都市施設の整備目標等が記載されています。今回の都市計画区域マスタープランの見直しのポイントは5つあり、災害、女性の社会進出、都市の低密度化、市街化農地の位置付け、都市機能の更新・集積を踏まえ、基本的な考え方は維持しつつ、社会情勢の変化に応じて、見直しが行われております。概要版の黄色でマーカーをしている部分が、現行からの変更箇所となっておりますが、文言の時点修正、表現の仕方の変更や、詳細版から概要版に新たに記載された部分も含まれております。それでは、「第1 基本的事項」についてです。都市計画区域マスタープランの役割については、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向を示すもので、市町マスタープラン及び立地適正化計画については、「都市計画区域マスタープラン」に即して定めるものとなっております。策定単位は、現行同様、兵庫県内で6の地域を設定し、芦屋市は、7市1町からなる阪神地域に属しており、目標年次を令和7年とされています。次に「第2 都市計画の目標」についてです。「1 都市計画の基本的な視点」として、兵庫県の目指すべき将来像が示された、「21世紀兵庫長期ビジョン」、「兵庫2030年の展望」や「兵庫県地域創生戦略」を踏まえつつ、安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための、県の基本的な考え方を明らかにした、まちづくり基本方針に即し、地域が主役となった、持続可能な地域の形成に向けた都市づくりを進めるとされています。「2 都市計画に関する現状と課題」として、6項目、人口減少・超高齢化社会の進行、防災対策の必要性の増大、都市の維持管理コストの増大、地球環境への配慮、産業構造の変化、地域の主体性の高まりを挙げており、現行からの大きな変更はなく、現状・課題とも文言の時点修正となっております。「3 都市づくりの基本理念」として、「(1)安全・安心な都市空間の創出」、「(2)地域主導による都市づくり」、「(3)持続可能な都市構造の形成」の3つが示されています。「(1)安全・安心な都市空間の創出」では、イの「全員活躍社会の推進」という項目が新たに出てきており、ユニバーサル社会づくりの推進、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進するとされています。「(2)地域主導による都市づくり」では、エの「情報ネットワーク等の活用」という項目が新たに出てきており、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりの検討を進めるとされています。「(3)持続可能な都市構成の形成」では、イの「都市機能の役割分担と連携の方針」という項目については、現行の「都市計画区域マスタープラン」にも記載はありますが、概要版には記載のなかった項目で、今回新たに概要版に記載されております。都市機能集積地区の位置付け、適切な役割分担と連携により、多様な機能を確保するとしております。ウの「交通ネットワークの方針」という項目は、今回新たに出てきており、地域に応じた適切な輸送手段による地区間の連携、新技術による交通ネットワークについて検討を進めるとされています。以上が兵庫県内共通の内容です。続きまして、4ページをご覧ください。「第3 阪神地域の都市計画の目標等」についてです。「1 都市計画の目標」として 阪神地域の目指すべき都市構造を4つ挙げており、都市機能の強化や国際競争力の強化、都市機能の相互補完、市街地エリアの方向性として、利便性の高い駅周辺での人口維持、都市農地の保全・活用、災害リスクを勘案して市街化の抑制、市街地以外のエリアの方向性として、地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進、都市機

能集積地区等との連携を確保するとされています。「2 区域区分の決定の有無及び方針」としまして、阪神地域は、都市計画法第7条第1項の規定により、区域区分を定めることが義務付けられており、区域区分の方針として、目標年次である令和7年における、人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する。現市街化区域内で、災害のリスクが高い区域等を市街化調整区域へ編入するとされています。「3 主要な都市計画の決定の方針」としまして、7つ、「(1) 地域連携型都市構造化に関する方針」、「(2) 土地利用に関する方針」、「(3) 都市施設に関する方針」、「(4) 市街地整備に関する方針」、「(5) 防災に関する方針」、「(6) 景観形成に関する方針」、「(7) 地域の活性化に関する方針」となっており、7つの方針に関し、現行と大きな変更はなく、文言の時点修正となっています。内容について少し触れますと「(1) 地域連携型都市構造化に関する方針」のアの「都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実」として、JR 芦屋駅が地域都市機能集積地区に位置付けられています。「(2) 土地利用に関する方針」のアの「主要用途の整備方針」では、主要な鉄道駅周辺に良質な都市型住宅を誘導するなど、京阪神地域における良好な住宅地としての都市の競争力を強化するとされています。「(5) 防災に関する方針」として、尼崎西宮芦屋港の津波対策の早期完了、高潮対策の推進、土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制するとされています。「(6) 景観形成に関する方針」として、芦屋川沿岸などの眺望景観を形成する地区等の個性ある景観を保全・形成を図るとされています。以上が「都市計画区域マスタープラン」の説明でございました。

続きまして、「都市再開発の方針」についてです。資料はインデックス①-3、49ページをご覧ください。なお、「都市再開発の方針」以降の素案について、資料としては、芦屋市に関連する部分を抜粋させていただいており、説明に関しましても、芦屋市に関連部分について、主に説明をさせていただきます。「都市再開発の方針」は、市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、再開発の目標並びに高度利用及び都市機能の更新に関する方針と、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区及び整備又は開発の計画の概要を定めるものとなっております。見直しの考え方として、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化を踏まえ、鉄道駅周辺等の拠点となる地区においては、拠点の位置付けに応じ、再開発により都市機能の強化・維持を図ることを視点として見直しがされています。都市再開発の基本方針としましては、安全で安心な魅力ある地域連携型都市構造の形成を目指し、地域の課題に応じた市街地の整備・改善を推進し、だれもが利用しやすいようにユニバーサルデザインに配慮した都市施設の整備を図るとともに、緑あふれる都市環境の形成や歴史・文化等を生かした魅力的な都市景観の形成を図るとされています。「都市再開発の方針」で定める区域として、3つあり、1つ目が計画的な再開発が必要な市街地、2つ目が特に整備課題の集中が見られる地域、3つ目が特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区です。計画的な再開発が必要な市街地は、土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災機能の改善等について、整備課題を抱えている既存市街地などを位置付けており、各区域の方針等が51ページ、52ページの「別表

1」に示されています。特に整備課題の集中が見られる地域は、計画的な再開発が必要な市街地のうち、土地利用の状況等から判断して整備が急がれる地域を位置付けられています。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区は、計画的な再開発が必要な市街地のうち、重点的に市街地の整備を推進すべき地区を位置付けられており、整備又は開発の計画の概要等を 53 ページの「別表 2」で、また、区域の詳細を 54 ページの附図で示されています。51 ページをご覧ください。計画的な再開発が必要な市街地の各区域の一覧です。B-1 から B-5 までの 5 地区が芦屋市で定められている地区です。地区ごとに、再開発の目標、方針を掲げております。表の右から 3 つ目の欄が特に整備課題の集中が見られる地域です。山手第 1 地区・山手第 2 地区、国道 43 号沿道地区と阪神打出駅南地区の 4 地区が指定されています。表の一番右側に、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、JR 芦屋駅南地区を指定されています。53 ページをご覧ください。特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区である、JR 芦屋駅南地区の整備又は開発の計画の概要です。54 ページをご覧ください。図中の一点鎖線が再開発促進地区の区域を示しております。55 ページは阪神地域の都市再開発方針の位置図で、56 ページは芦屋市の都市再開発方針の位置図を示しております。今回見直しが行われた点としまして、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の区域を、少し変更しております。その理由としまして、平成 30 年 5 月 30 日に JR 芦屋駅南地区第二種市街地再開発事業の事業認可を受けた区域より、現行の都市再開発の方針で定めている再開発促進地区の区域の方が、一部区域を広くとっていたため、今回の見直しにおいて、事業認可を受けた区域と整合を図っております。それに伴い、区域の面積が 1.2 ヘクタールから 1.1 ヘクタールに変更されています。他の部分につきましては、文言の時点修正となっております。

続いて「住宅市街地の開発整備の方針」についてです。インデックス①-4、57 ページをご覧ください。「住宅市街地の開発整備の方針」とは、住宅及び住宅地の供給を促進するため、住宅市街地の開発整備の目標及び整備又は開発の方針と、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区及び整備又は開発の計画の概要を定めるものとなっております。見直しの考え方として、平成 29 年 3 月に改定されました、「兵庫県住生活基本計画」との整合に配慮し、見直しが行われています。住宅市街地の開発整備の目標としましては、今後、人口減少に伴い、郊外部での新たな住宅市街地の開発は行わず、既存ストックの質の向上により既成市街地の更新を図り、良好な住宅地としての競争力を強化するとされています。整備又は開発の方針としましては、既成市街地内の主要な鉄道駅周辺では、中高層を中心とした住宅地の形成を図り、低未利用地では、都市施設と住宅地を合わせて整備するなど計画的な土地利用を図るとされています。59 ページをご覧ください。「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、良好な住宅市街地として計画的に開発すべき地区として重点地区に位置付けられた地区です。芦屋市は、南芦屋浜地区の 1 か所が指定されております。重点地区の整備又は開発の計画の概要を示しており、次の 60 ページには、南芦屋浜地区の重点地区区域を、61 ページは、阪神地域の住宅市街地の開発整備の方針の位置図を示しております。今回の見直しにおいて、区域や方針等は現行どおりで、文言の時点修正のみとなっております。

続いて「防災街区整備方針」です。資料はインデックス①-5, 63 ページをご覧ください。「防災街区整備方針」とは、市街化区域内において、密集市街地内の各街区を防災街区として整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区及び整備又は開発の計画の概要を定めるものです。65 ページをご覧ください。防災街区整備方針の位置図です。本市において防災再開発促進地区及び課題地域の該当はありません。

最後に「区域区分」の見直しについてです。資料はインデックス①-6, 67 ページをご覧ください。「区域区分」とは都市計画法第 7 条で都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができるとされており、阪神間都市計画区域は、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域を含むことから、都市計画法第 7 条第 1 項第 1 号ロにより、区域区分を定めることが義務付けられております。市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域とされており、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域とされており、見直しとしては、現在市街化区域のところを市街化調整区域にする場合と、現在市街化調整区域のところを市街化区域にする場合があります。阪神間において、今回の見直しで変更する箇所は、15 地区ありますが、本市におきまして、区域区分の変更はありません。

簡単ではございますが説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 三谷会長 ありがとうございます。大きい項目としては1つですが、それが更に細かく分かれて、5つの内容が、県の方で示されていることについてご説明をいただきました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 松木委員 まず23ページ、市町別人口の推移と将来見通しのところで、芦屋市の昭和50年から令和27年までの人口の推移と将来の見通しが示されています。先般、芦屋市の将来人口推計結果を、令和元年の11月付けで資料をもらったのですが、これと突き合わせると全然違うのはどうしてなのかということが1点。次に、45ページの地域の活性化に関する方針というところで、阪神間モダニズムに代表される独自の市民文化の蓄積や、日本遺産として認定された「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」と書いてあるのですが、ご承知のように、6月19日に文化庁が伊丹・灘の下り酒を日本遺産に指定しています。1カ月前のことですので、入れられなかったのかもしれませんが、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市の5市が関係していますので、地域の活性化に関する方針ということでは、これを入れるべきではないかと思います。それから、もう1つ、先ほど「住宅市街地の開発整備の方針」の中で、南芦屋浜の説明をされたのですが、実態としては、ほぼ開発が終了しているのではないかと思うのですが。商業ゾーンの隣に広大な空地はありますが、それ以外の住宅用地は、パナソニックが最後のところを県から取得して開発が進められていますので、わざわざ方針に入れないといけないのかなという風に思いますが、いかがでしょうか。
- 事務局（白井） まず、将来人口推計につきましては、ご指摘のとおり、県の方で示されている人口と、例えば、策定中の本市「総合計画」の資料の中で示されている人口との相違がございますが、県では、国勢調査に基づいた、社会保障・人口問題研究所による推計となっておりますところ、市では独自推計を行っており、すなわち算定方法が異なっているという



ことによるものでございます。2つ目の文化財等の活用については、今後、取り組まれることが主に記載されているのではないかと推測いたしますが、当審議会において、そういったご意見・ご指摘があったということは、県の方にお伝えをしたいと思います。3つ目の「住宅市街地の開発整備の方針」につきましては、引き続き、南芦屋浜地区を重点地区とする必要性について、県からの意見照会等の中で、市からも確認をいたしましたところ、先ほど説明をさせていただきましたように、平成29年に策定しております「兵庫県住生活基本計画」の定めがございますことから、今回については、変更は行わないとのことではございましたが、次回の見直しで、位置付けに関する整理等の協議を改めて行うことになるのではないかと考えております。

○松木委員 人口については、各々で検討しているから違うということですが、将来人口を間違えると大変なことになるのです。例えば、市の「総合計画」では、昭和61年の3月に「第1次総合計画」を策定していますが、その時の目標年次が2001年で人口が105,000人となっていました。当時は、それを基に、下水処理場などの施設を105,000人という将来人口を考えて、整備していった。ところが、実際には、2001年には85,000人。阪神淡路大震災があって、人口が一時75,000人まで落ちた後に、85,000人まで戻ったという事情はあるのですが。その後の「第3次総合計画」では、2010年の人口予測が87,000人ということで、今度はかなり絞った結果、岩園小学校と山手小学校では、校舎の教室が足りなくなって、建て替えてから2、3年後に運動場に、プレハブの教室を造ったとか、そういうことがあるわけです。だから、単に、県と市では推計の出所が違うということで片付けられるものではなく、この将来人口予測に基づいて、今何をすべきか、ということ計画していきますから、最新の芦屋市の推計値で県に修正してもらうべきではないかと思いますが。

○事務局（白井） 県の「都市計画区域マスタープラン」で示されておりますとおり、まずは全県での人口推計があって、その中に阪神地域、それからその内訳で各市の人口推計となっておりますが、各市で独自推計を行った結果を反映した場合、阪神地域や県全体としての数値や考え方にも差異が生じてくることとなります。市単位で見た場合には、県と市で考え方が違って良いのかというご指摘かと思いますが、県の計画としては、阪神地域を一つの単位として将来人口の見込みを出された中で、委員が仰っていただいたとおり、これに基づいて、どのような地域の整備等に取り組んでいくのか。一方、市としても更に地域の現状を踏まえた独自の推計結果を用いて、その枠組みに応じた今後のまちづくりの方向性を検討するといったことで、県と市で一定の整合性を図る必要がありますが、それぞれの考え方に基づいて方針を示すということになるかと思っております。

○松木委員 将来人口を見誤ると、過大な施設を作ってしまう、あるいは、先ほど小学校の教室が足りなくなった話をしましたが、そういった影響が出てくるわけです。やむを得ないということのようですが、最新の数値が出た時点で、可能な限り修正する必要があるのではないかと、要望として言っておきます。

○三谷会長 その他何かございますか。もしなければ、次の議題に移らせていただきます。

「芦屋市都市計画マスタープランの改定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小栗） それでは、報告事項として「都市計画マスタープランの改定」の概要につ

いて説明させていただきます。配布資料のインデックス②からが資料となります。それと「都市計画マスタープラン」の概要版のリーフレットを参考資料として用意させていただいています。説明は配布資料に沿って、「都市計画マスタープラン」の位置付け、改定の背景、計画期間、構成、改定の視点、スケジュールの順に説明させていただきます。

資料69ページをご覧ください。まず、「1. 都市計画マスタープラン」について説明いたします。「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2の中で、市町村の都市計画に関する基本的な方針を、定めるものとする規定されており、これが、すなわち都市計画マスタープランということになります。本市の目指すべき都市の将来像やまちづくりの方向性を示すものとして策定することとなっております。「都市計画マスタープラン」の位置付けですが、図に示しておりますが、これも、都市計画法の中で一定示されており、具体的には、兵庫県が定める都市計画区域マスタープランと、本市の「総合計画」を上位計画といたしまして、これに即する形で策定するものとなっております。また、「総合計画」に即して定められる、本市のその他の分野別関連計画とも、整合を図っていくということになります。

次に資料70ページをご覧ください。「2. 改定の背景」を説明いたします。まず、これまでの経過としまして、「都市計画マスタープラン」は、当初、平成17年に策定しておりますが、その後、「第4次の総合計画」の策定、それから後期基本計画の開始に伴いまして、実施施策の反映や経年変化等への対応を図ることから、平成24年と29年の2回の改訂を行っております。その上で、今回の改定となりますが、背景といたしまして、「都市計画マスタープラン」の策定当初から、計画の目標年次を令和2年度と設定しており、これを迎えること。更には、上位計画であります、県の「都市計画区域マスタープラン」、それと本市の「総合計画」ともに、現在、次期計画の策定に向けた作業が進められていることから、「都市計画マスタープラン」につきましても、今回、見直しによる改定を行おうとするものです。

次に「3. 計画期間」につきまして、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、おおむね10年間の整備方針を示すものとして、「総合計画」との整合も図り、令和12年度を目標年次としています。

次に、「4. 計画の構成」についてですが、大きくは、図で示しておりますとおり、上から順に、まず、都市計画に関する現状と課題を明らかにしまして、その次に、「総合計画」などの上位計画で示されるまちの将来像を踏まえ、「都市計画マスタープラン」における目指すべき都市像を示します。そして、この目指すべき都市像を実現していくため、次の全体構想では土地利用や都市施設、環境、防災など、それぞれ項目に関する整備方針を定めます。そして、これを受ける形で、地域別構想では、更に地域毎の特性に応じた、まちづくりの方針を示すといった構成となります。これにつきましても、策定に関する指針等で示されている構成となっており、当初もこのような形で策定を行っておりますので、基本的には、大きく変わるものではありません。

資料の71ページ上段、「5. 改定の視点」についてですが、説明に入ります前に、現行の「都市計画マスタープラン」の内容をご確認いただきたいと思います。お手元にあります、参考資料の「芦屋市都市計画マスタープラン概要版」をご覧ください。表紙をめくっていた

だきまして、左側上段から、「都市計画マスタープラン」の基本的な考え方を示しております。その右側が図で表したものとなっております。内容としましては、芦屋国際文化住宅都市法の理念を基調として策定された「総合計画」に示されるまちづくりの目標に基づきまして、「①快適で高質な都市空間の形成」、「②人と自然の共生」、「③歴史・文化資源の活用」、「④ユニバーサルデザインのまちづくり」、「⑤市民との協働」、これらにより、芦屋ブランドの再構築を図る活力あるまちづくりを進めるといったことを基本的な考え方としております。そして、この基本的な考え方に基づきまして右側下段になりますが、都市づくりの理念と将来都市像では、まちづくりのテーマを「美・快・悠のまち 芦屋」とし、以下のところに記載のとおり、まちづくりの方向性や、施策的目標をそれぞれに定めております。そして、その実現に向けた、具体的な整備の方針等を、次のページ以降にあります。全体構想、あるいは地域別構想といったところで、それぞれに定めております。これまで行ってきた、主な取組といたしまして、具体的には、山手幹線の整備や南芦屋浜地区の開発などによる、都市基盤施設の整備、それから景観法に基づく市内全域の景観地区指定や、地区計画に基づく規制・誘導など、ハード・ソフトの両面から、良好な住環境の形成を進めてまいりました。また、現在、JR芦屋関南地区再開発事業の推進にも取り組んでいるところです。これらを踏まえまして、改めまして、資料の改定方針（案）71ページの「5. 改定の視点・考え方」といたしましては、現行マスタープランに示す、まちづくりの方向性や目標に沿って、これまでに進めてきた快適で良好な住環境のまちづくり、また、それに向けた主な施策等については、将来にわたり、本市の魅力を高めていくため引き続き取り組んでいくべきものであると考えますことから、次期マスタープランにおいても、まちづくりの基本的な考え方を継承するものとしつつ、人口減少をはじめとする、社会情勢の変化への対応を加速していくことを視点としまして、改定を行うこととします。また、現行都市計画マスタープランに示す方針や目的に向かって、どのような施策が計画に位置付けられていて、また、その取組状況がどうなのかということが、現行の「都市計画マスタープラン」の評価ということになってくるかと思いますが、それにつきましては、昨年度に、「都市計画マスタープラン」に記載されている施策に関する進捗等の調査について、該当する各所管へ行った結果とともに、今後、その進捗状況やアンケートから課題整理を行い、改定作業に盛り込んでいくこととします。

次に、「6. 改定の体制」について説明いたします。庁内におきましては、市長、副市長、教育長をはじめ、関係部長級職員で構成された推進本部会議で改定の内容に関するご協議を行います。なお、具体の施策等に関する検討につきましては、課長級職員で構成いたします検討部会において必要に応じ調整を図ってまいります。そして、最終的に、この都市計画審議会において、ご審議をいただき、諮問、答申を経て策定という手続となりますが、策定過程におきましても、適宜、審議会に報告をさせていただくこととしております。また、今回の改定にあたりまして、学識経験者5名で構成するアドバイザーを設置しており、都市計画・交通・社会基盤・景観・環境などの専門分野からのご助言をいただきながら、作業を進めていくこととしております。そして、市民意見の反映につきましては、アンケート調査、それから、パブリックコメント、また、パブリックコメントの期間中に説明会を開催するこ

とで、行ってまいりたいと考えております。

資料の72ページをご覧ください。「7. 改定スケジュール概要」について説明いたします。まず、全体的な工程といたしましては、来年度6月頃に策定をしたいと考えております。都市計画審議会につきましては、今後、計画の素案が一定まとまった段階で説明をさせていただき、最終的にはパブリックコメントの実施後に、諮問、答申をお願いし、都市計画マスタープランの策定を考えております。

最後に「8. 市民アンケート」といたしましては、資料に記載のとおり実施する予定としております。「都市計画マスタープランの改定方針（案）」の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○**三谷会長** ありがとうございます。今ご説明いただいた内容についてご質問、ご意見等がございますか。

○**山口委員** 71ページの「改定の体制」というところで、市民意見を把握するためのステップを入れていただいているのですが、具体的には、72ページに書いてある、8月中旬から9月上旬で実施するアンケートのことを指しているのか。そうだとすると、アンケートの方法も、文章で聞いて、文章で答えるという形になるのか、方法も色々あるのですが、市民としては、突然そういうことを聞かれても、昨日は考えてなかったけれども、せっかくだから勉強して答えたいと思うのでしょうか。そういう積極的な市民に対しての発信の仕方として、どのような方法でお伝えになるのか。自治会活動の会長さんを経由して展開するとか、方法はいくつかあると思うのですが、具体的なお考えがあるのか、この時点では心配になってくるのですが。

○**事務局（白井）** 説明の中で詳細については、述べさせていただいていないのですが、市民アンケートにつきましては、資料に記載をしておりますとおり、無作為抽出の方法により、市民3,000人を選びまして、その方に調査票を送付させていただくこととしております。内容につきましては、まずは、現行の「都市計画マスタープラン」として、土地利用、都市景観、都市施設、住環境といった様々な分野があるのですが、それぞれで取り組んできた主な施策をご紹介させていただいた上で、項目毎に現状のまちづくりに対する評価していただくことと、それに対し、今後、どのようなことが取り組みとして重要になってくると思われるのかをお聞きすることで、意見・意向として把握し、計画策定の参考としたいということが、趣旨でございます。

○**山口委員** 先ほどの議題にありました、県の「都市計画区域マスタープラン」は、スケジュールでは来年の3月に、今日ご説明いただいた内容でほぼ決まるのでしょうか。この中で、再開発方針として示されている地域は、前回と同じだと思いますが、芦屋市の「都市計画マスタープラン」においても重点的な地域ということになるのでしょうか。

○**事務局（白井）** 県の「都市計画区域マスタープラン」を踏まえ、整合を図った上で市の都市計画マスタープランを策定するといったこととなります。

○**山口委員** この「都市計画マスタープラン」を、来年6月までに決めるにあたり、アンケート1回だけではなく、出来上がっていく様子を発信してくださるとか、動きが見えるようであれば、関心のある市民に対してだけでも、訴求効果があると思います。例えば、前回、平

成29年の改訂の時には、市から、まちづくり連絡協議会の場で、説明をしていただきました。そうすると、各活動団体さんは、地元を持ち帰られて、それに対しての問題提起ができますので、そのような発信の仕方もありますし、もちろん、広報やホームページでの発信もありますので、複層的な方法で進めていただけるとよいのではないかと思います。

○事務局（白井） 具体的な方法については、今はご返答しかねるのですが、ご意見も踏まえた中で、発信の方法については考えてまいりたいと思います。

○たかおか委員 アンケートは無作為抽出ということですが、例えば住民票の番号からランダムに選ぶというものなのか、地区毎や年齢で分けて選んでいくのか、どのような方法で抽出するのかというのが1点。もう1つは、インターネットでの回答は、郵送でアンケートを依頼された方が、インターネットの中を見に行き、そこから回答するというようなものですか。

○事務局（白井） 抽出方法ですが、手法の詳細までは把握できていないのですが、基本的には市民全体の中から無作為で行うものとなります。ただ、その中でも、年齢や地域の偏りが生じることも考えられますので、一旦は無作為で抽出した上で、状況に応じて調整も必要になるのではないかと考えております。回答の方法につきましては、アンケートを依頼させていただいた方において、郵送またはインターネット、いずれかの方法を選択していただけるようにしております。

○たかおか委員 インターネットだったら、一般の人でも、気軽に回答できると思うので、選ばれた方以外にも、インターネットでアンケートを募集するというような形を取っても良いのではないかと考えたのですが。山口委員がおっしゃったように、色んな会合や団体を使って、アンケートを回収するのも1つの方法だと思います。

○事務局（白井） 手法については、様々ございますが、今回は、無作為抽出による3,000人を対象として実施したいと考えています。まちづくりに興味を持っている方から、よりもっと多くのご意見をいただいたらどうかのご指摘だと思いますが、無作為抽出によって、日頃あまり興味をお持ちでない方の率直なご意見を得ることや、そういった方への周知の効果もあるのではないかと考えております。

○たかおか委員 それもしていただいた上で、間口を広げて、関心のある方にもアンケートを取って、回収率を上げてはどうでしょうか。

○事務局（白井） アンケートを送付いたします、3,000人につきましては、一定の調査結果の正確性が得られる数として、統計学的なこととなりますが、回収率なども加味した中で、概ねご意見の集約ができるのではないかといいことで設定しているものになります。

○たかおか委員 課題について、本当に住民がどう思っているのかということと、相違があれば、後々出来上がってくるまちづくりに繋がるので、関心を持っている方に現在の課題について、どういうものがあるかというアンケートを取るのも大事な事かなと思います。

○福井委員 市民へのよりわかりやすい情報発信というのが大変重要だと思っております。「都市計画マスタープラン」の中でも、参画と協働によるまちづくりの推進ということ掲げておられますが、これを継続されるのであれば、どのように向き合ってきたのかとい

うことを、検証していただければと思っております。地域別の課題で申し上げますと、行政側としての考え方・視点というのは、もちろんお持ちでしょうが、それに加えて、地域の方が熟知されている情報など、両方の考え方をしっかりと持ち合わせた中で、調和のとれた都市計画を進めていくということが、あるべき姿であるという風に考えていますし、そのために市民の意見を聞くというのは、大切なツールであると思います。この件に限らず、従来のパブリックコメントの方法では、意見の数が少ないというのは、よく指摘をされていることですので、何か情報発信のモデルのような形で進めていければ良いのかなと私も考えておりますので、要望としてお願いいたします。

○**上田委員** アンケートに関して、前回、平成29年に「都市計画マスタープラン」を改訂した際にもアンケートをされたのかどうか。それと「第5次総合計画」でも、平成30年2月に策定に向けたアンケートをされていると思うのですが、その内容と、今回の内容はどのくらい同じものなのか、教えていただけますでしょうか。

○**事務局（白井）** 前回の改訂につきましては、時点修正が主な内容でございましたので、アンケート調査は実施しておりません。「総合計画」のアンケートですが、実施からそれほど期間も経っておりませんので、「都市計画マスタープラン」としては、「総合計画」でお聞きしたアンケートの内容及び結果も取り入れつつ、今回は、それとはできるだけ重複しない内容としております。

○**上田委員** 前回と同じ内容のアンケートで継続して定点観察するというのではなく、今回については違う内容を聞かれるということなので、この審議会でアンケートの素案をお出しただいて、この場の意見を反映させるような仕組みが望ましいのではないかと思います。私が別のところで関わっております「消費生活アンケート」では、こういう場でアンケートの素案を皆でチェックをして、意見を出し合った上で修正していたしましたので、そのような形があるべきではないかと思いました。

○**事務局（白井）** アンケートの内容につきましては、改定にあたっての市内部の組織になりますが、「推進本部会議」において内容を協議しておりますことと、それに加えて、学識の皆様で構成する「アドバイザー」を設置しておりますので、そちらからのご意見等もいただきながら作成を行っているところです。

○**松木委員** 「都市計画マスタープラン」については、最終的には当審議会に、諮問をされ、答申を出すということになるかと思うのですが、これはいつになるのですか。「総合計画」が、「都市計画マスタープラン」の上位計画ですから、その「総合計画」の素案なりが示されてから、「都市計画マスタープラン」が作成されるべきだと思うのですが、「第5次総合計画」がどこまで作業が進んでいるのか、未だに素案さえ示されていない中で、基本設計がないのに、工事設計図を作るようなもので、これから審議と言われても、どう意見すればよいのか。令和3年度から計画がスタートするのですよね。かなり遅れているのではないですか。

○**事務局（白井）** 総合計画審議会において、素案が示されている状況でございまして、当然、その内容を踏まえ、「都市計画マスタープラン」の改定作業を進めていくこととなります。スケジュールにつきましては、当初、今年度中の策定を予定しておりましたが、現状では3カ

月程度の延期をいたしまして、策定を進めることとしております。

- 松木委員 コロナは予期せぬことで、そのために遅れたということは、わからなくもないですが、スケジュールのところに、いつ諮問・答申して、いつからスタートするのかということも書いておかないといけないのではないですか。パブコメも、もっと時間を取って意見聴取してほしいのですが、大幅に遅れている。来年の4月からスタートするのに、まだ全体構想も地域別構想も、これから作っていかないといけない段階で、果たして間に合うのかと思います。来年の6月に諮問・答申をしてスタートするというこの理解で良いのですか。
- 事務局（白井） 資料では、都市計画審議会の予定のみの明示となっており、内容までお示しできていないことにつきましては申し訳ありません。スケジュールとしましては、現時点では、来年6月の策定を目指して、当審議会での答申をいただくということで進めてまいりたいと考えております。
- 松木委員 今までは右肩上がりの中で、計画を策定していたが、これからは人口が減り、高齢化もどんどん進んでいく。そういう中で、定量型社会という言葉が流行ってきている。人口と経済の成長というものが、限界に達した社会で、今後どのようにやっていくのかという、曲がり角に来ているわけです。そういうものを念頭に策定しようとしているのか、そこだけ確認させてください。
- 事務局（白井） これまでの「都市計画マスタープラン」につきましても、将来的な人口減少ということは、一定認識をした中で策定されてきているものと考えておりますが、その状況がより明確となってきた現状におきましては、目指すべき方向性として、持続可能なまちづくりを進めることが重要とされる中で、いかに本市の魅力・価値を高めるのかといったところを見据えながら策定を進めていくことになるのではないかと考えております。
- 島村委員 前回の「マスタープラン」を拝見しますと、まず課題が書いてありまして、全体構想の中でも主要課題が8つ書かれていて、それにどのように対応しようとしているかという構成に見えるのですが、地域別構想についても同じだと思いますので、アンケートをされるときに、行政として市全体の課題がどのようなものと認識されていて、それに対して市民はどう考えていますかとか、あるいは、市民にとっては、どういうことが課題ですかという聞き方が必要かなと思います。今日は頭出しかもしれませんが、担当課ごとに課題とその解決に向けての進捗をまとめられているというご説明がありまして、全体構想の検討は7月から10月と書いてありますので、適宜のタイミングでお出しいただければ、ご経験がある皆様の有益なコメントをいただけるかもしれませんし、10月からは地域別構想の検討が始まるわけですが、PDCAサイクルとして、どのように行政内部でチェックされたのか、課題認識と対処方針というものをお示しいただけると良いのかなと思いました。
- 事務局（白井） 課題整理を行った内容につきましては、アンケート調査結果とともに、施策評価といったことでとりまとめました上で、それを踏まえながら全体構想をまとめていきたいと考えておりますので、それにつきましては、次回の審議会でご説明をさせていただきたいと考えております。
- 工藤委員 「総合計画」では、達成度がわかるような指標が示されていたように記憶しているのですが、何を目標として改定を行うのかということが見えると良いかなと思います。その

数字が本当に結果を表しているのか、また、どこまでできるのかということもありますが、そこも含めてご検討いただければと思います。

○事務局（白井） 指標のような形でお示しすることができれば、ご理解をいただき易いのですが、現在の「都市計画マスタープラン」では、数値目標を定めておりませんので、例えば、今後行いますアンケート調査の結果や、先ほどご意見としてございました、市内部での課題整理を踏まえた評価の内容については、どのような示し方ができるのか、次回の資料としても検討させていただきます。

○三谷会長 その他、ご意見がなければ2つ目の報告事項を終わりたいと思います。

それでは、本日の議題につきましては以上となります。本日も活発にご議論をいただき、ありがとうございました。会議の進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（白井） ありがとうございます。それでは、次に、会議次第の9番目、その他でありますが、事務局より1点ございます。

次回、令和2年度第2回芦屋市都市計画審議会ですが、10月中の開催を考えております。委員の皆様には、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の審議会は以上となりますので、閉会をいたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。